

糸魚川市

都市計画マスタープラン
(全体構想)
【概要版】

平成31年3月 改定版

糸魚川市

1 策定の意義と目的

1-1 策定の意義と目的

- 都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、定めるものです。
- 上位計画となる「第2次糸魚川市総合計画」などと、新潟県が定める「糸魚川都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などを踏まえ、おおむね20年後のまちの将来像について、都市計画分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「みちすじ」として明らかにするものです。
- 策定にあたっては「市民意向の反映」が基本であり、まちづくりに向けた問題点や課題を市民と行政が共有し、将来像の実現に向けて一緒に取り組むことが求められています。
- 本市は、誕生（合併）から10年以上が経過し、市民の意識やまちの風景が多様化する中で、多くの課題を解決していかなければなりません。
- 都市計画マスタープランは、おおむね20年後を見通してそれらの課題を市民と行政が一緒になって解決し、後世に誇れるまちづくりを実践するための「指針」になるものです。

1-2 見直しのポイント

- 平成19年の都市計画マスタープラン策定後、約10年が経ち、その間、人口減少・少子高齢化の進行、様々な災害の発生、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。
- これらに対応するため、以下の視点から都市計画マスタープランを見直す必要があると考えます。

- ◎人口減少・少子高齢化への対応
- ◎安全・安心なまちづくりに向けた防災対策
- ◎環境に配慮したまちづくりの要請
- ◎都市景観の保全・活用
- ◎ジオパークの活用

1-3 都市計画マスタープランの対象範囲

- 対象範囲は、「糸魚川都市計画区域」を基本とします。

1-4 都市計画マスタープランの目標年次

- 目標年次は、平成41年度（おおむね10年後）とします。

2 都市の現状から見た課題

2-1 コンパクトシティの形成と交通ネットワークによるまちづくり

- 様々な都市機能[※]を集約し、公共交通でつなぐことにより、誰もが都市サービスを利用できるコンパクトなまちづくりを進めることが必要です。
- 住み慣れた集落地で快適に暮らせるように、生活サービス機能がある生活拠点をつくる必要があります。
- 道路の整備による都市間や都市内の交通ネットワークの強化及び地域間やまちなか集落地を連絡する公共交通の利便性を向上することが必要です。

2-2 豊かな自然環境と美しいまちなみを活かした魅力的なまちづくり

- 豊かで特徴的な自然環境を保全するとともに、環境負荷が少ないまちづくりが必要です。
- 市民が誇りと愛着を抱き歩きたくなるまちなみを形成することが必要です。
- 自然、歴史・文化、観光資源を活かしたまちの魅力向上を図ることが必要です。

2-3 多世代に魅力的な居住環境や多様な産業で賑わうまちづくり

- 空き家の活用や住宅地の整備などにより、良好な居住環境の形成が必要です。
- 商店街の活性化や企業立地の誘導などを進めるとともに、誰もが活躍できる雇用の場が必要です。

2-4 市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり

- 糸魚川市駅北大火を教訓とした火災予防や防災対策、空き家の老朽化などへの対策を進めていくことが必要です。
- 公共施設やインフラの老朽化に対応した適切な更新と維持管理が必要です。
- すべての市民がまちに出歩き、健康で元気に暮らせるようなまちづくりが必要です。

※都市機能とは、行政、医療・福祉、商業、交流などの生活に必要な都市サービス機能のこと。

3 都市計画の目標

3-1 都市づくりの理念

□ 都市づくりの基本理念 □

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる ^{みどり} 翠の交流都市づくり

- 地域の資源・特徴を更に活かし、自然の恵みと人情豊かな糸魚川らしい翠の文化を受け継いでいきます。
- 豊かな自然と調和したコンパクトなまちづくりにより、生活拠点の魅力や利便性を高め、人々の交流とにぎわいを生み出し、まちの活性化を目指します。
- 様々な自然災害に備えた防災対策を充実させ、市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

3-2 将来人口

- 今後の人口減少社会の到来を見通して、本市の10年後（平成41年度）の将来人口を約39,000人と設定します。

注：将来人口は「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき設定。

3-3 都市づくりの目標

【目標1】豊かな自然に包まれた集約型都市を目指したまちづくり

- 豊かな自然環境との調和に配慮しながら、まちなかでは様々な都市機能を集約し、誰もが都市サービスを利用できるコンパクトなまちづくりを進めます。
- これまでどおり快適に暮らせるように、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。
- まちのコンパクト化に伴い形成されるまちなかと、集落地の生活拠点間を連絡する道路網の整備や公共交通の利便性の向上を図ります。

【目標2】市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり

- 自然災害に備えた防災対策を進めるとともに、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 老朽化が進む公共施設などやインフラの長寿命化^{*}、統廃合などにより、暮らしづづけられるまちづくりを進めます。

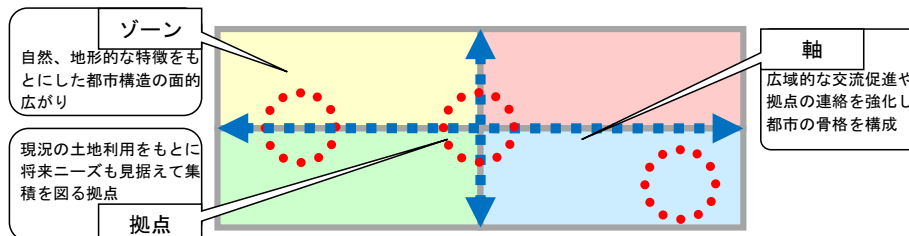
【目標3】翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

- 「翠」の象徴となる豊かな自然環境を保全するとともに、これら自然環境と調和した美しさと風情のあるまちなみを形成します。
- 「糸魚川ジオパーク」の貴重な自然、歴史・文化や観光資源を活かし、多くの人々が交流できるまちの魅力向上を図ります。
- まちなかにぎわいを生み出し、あらゆる世代が暮らせる環境をつくるとともに、空き家の活用や市民誰もが働きやすい環境づくりを進めます。
- 市民・事業者・行政が一体となって、糸魚川らしい翠の文化をつないでいく体制づくりを進めます。

^{*}長寿命化とは、計画的に改修することで、構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用できるようにすること。

4 将来都市構造

- 本市の地形や都市の成り立ちなどの特徴を踏まえ、都市構造を構成する「ゾーン」、
「軸」、「拠点」に分け、都市づくりの基本的な方向性を以下のように示します。



4-1 ゾーン

① 既成市街地ゾーン：用途地域が指定されているエリア

- 糸魚川地域では、本市の中心としての魅力を高めるとともに、様々な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、利便性の高い地域へ住宅等を誘導し、暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 能生地域及び青海地域では、生活に必要な都市機能を集約したコンパクトなまちの中で、暮らしやすいまちづくりを進めます。

② 農地・集落ゾーン：市街地周辺の農地及び主要集落

- 住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持するとともに、必要な生活サービス機能がある生活拠点をつくります。

③ 山間地・集落ゾーン：市街地を取り囲む山間地や山間部の集落

- 住み慣れた集落地で快適に暮らせるような環境を維持します。
- 「糸魚川ジオパーク」の貴重な自然環境や地質資源を保全・活用します。

4-2 軸

① 都市間十字型連携軸※：他都市との広域的な連携を担う鉄道・道路・港

- 三大都市圏※、環日本海交流圏※などとの交流を拡大するとともに、本市の魅力発信による産業や観光の振興を図るため、広域的なネットワークを強化します。

② 都市内連携軸※：市内の地域連携を担う道路

- 道路・交通網として都市間十字型連携軸と合わせて本市の骨格を形成し、市街地や集落間の連携強化、まちの一体化を図ります。

③ 海辺の軸：本市の海岸沿い

- 海岸沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、高波や波浪などの災害に備えた防災対策を強化します。

※都市間十字型連携軸とは、他都市との広域的な連携を担うＪＲ北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、ＪＲ大糸線、北陸自動車道、国道８号、国道１４８号、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、姫川港のこと。

※都市内連携軸とは、本市内の地域連携を担う４流域２ルート（姫川、能生川、早川、海川の各河川兩岸の２ルート）、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第２南バイパス（林道など）のこと。

※環日本海交流圏とは、日本海を取り巻く地域（日本、ロシア、中国、韓国、北朝鮮）のこと。

※三大都市圏とは、東京、名古屋、大阪の三大都市を中心とした東京圏、名古屋圏、関西圏のこと。

糸魚川市都市計画マスタープラン 全体構想 【概要版】

④ 川辺の軸：本市の主要な河川

- 緑豊かな山々と一体となった、河川沿いの良好な自然環境・景観を保全するとともに、洪水などの災害に備えた防災対策を強化します。

4-3 拠点

① 中心商業・業務拠点：糸魚川地域の商業系用途地域を中心とした糸魚川駅周辺

- 北陸新幹線糸魚川駅を中心として、多くの人々が交流し、にぎわいのある拠点の形成を図ります。

② 生活拠点（市街地）：能生地域及び青海地域の商業系用途地域

- 生活に必要なサービス機能の確保などにより、地域住民が交流できる拠点の形成を図ります。

③ 流通・業務拠点：糸魚川地域の姫川港周辺

- 姫川港の港湾機能の拡充など、地域産業を支える機能強化を図ります。

④ 生産・開発拠点：工業施設等が集積する姫川の河口付近一帯など

- 地域の発展を支える産業機能の維持・増進を図ります。

⑤ 生活拠点（農地・山間地）：集落地で一定の生活サービス機能が確保された一帯

- 既存の生活サービス機能を維持するとともに、中心商業・業務拠点や生活拠点（市街地）とを公共交通のネットワークで繋ぎ、生活利便性を確保します。

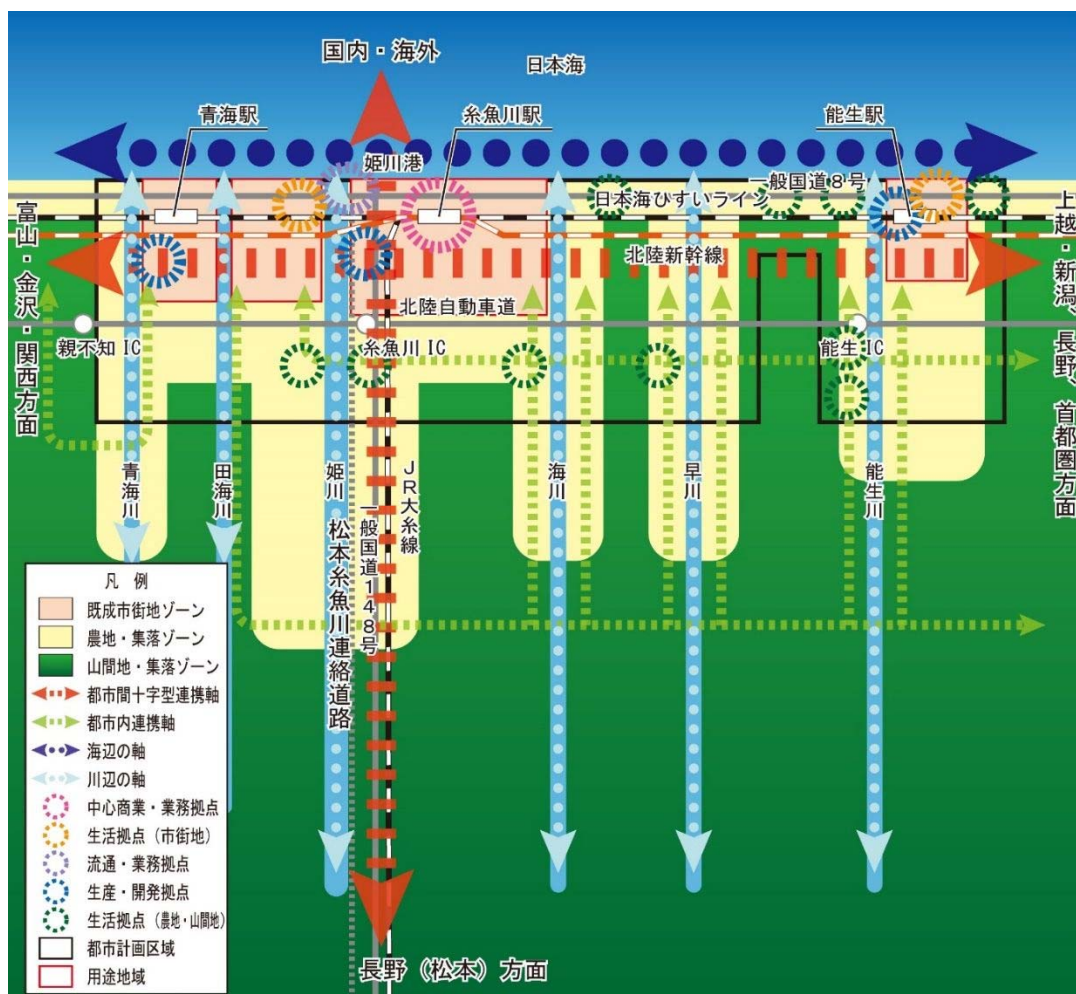


図 将来都市構造

5 土地利用の方針

- 山・海・川の豊かな自然環境と調和した市街地及び集落環境の維持・充実にに向けた計画的な土地利用を進めます。
- 人口減少・少子高齢社会等の社会情勢の変化に対応するため、コンパクトなまちづくりを進めます。

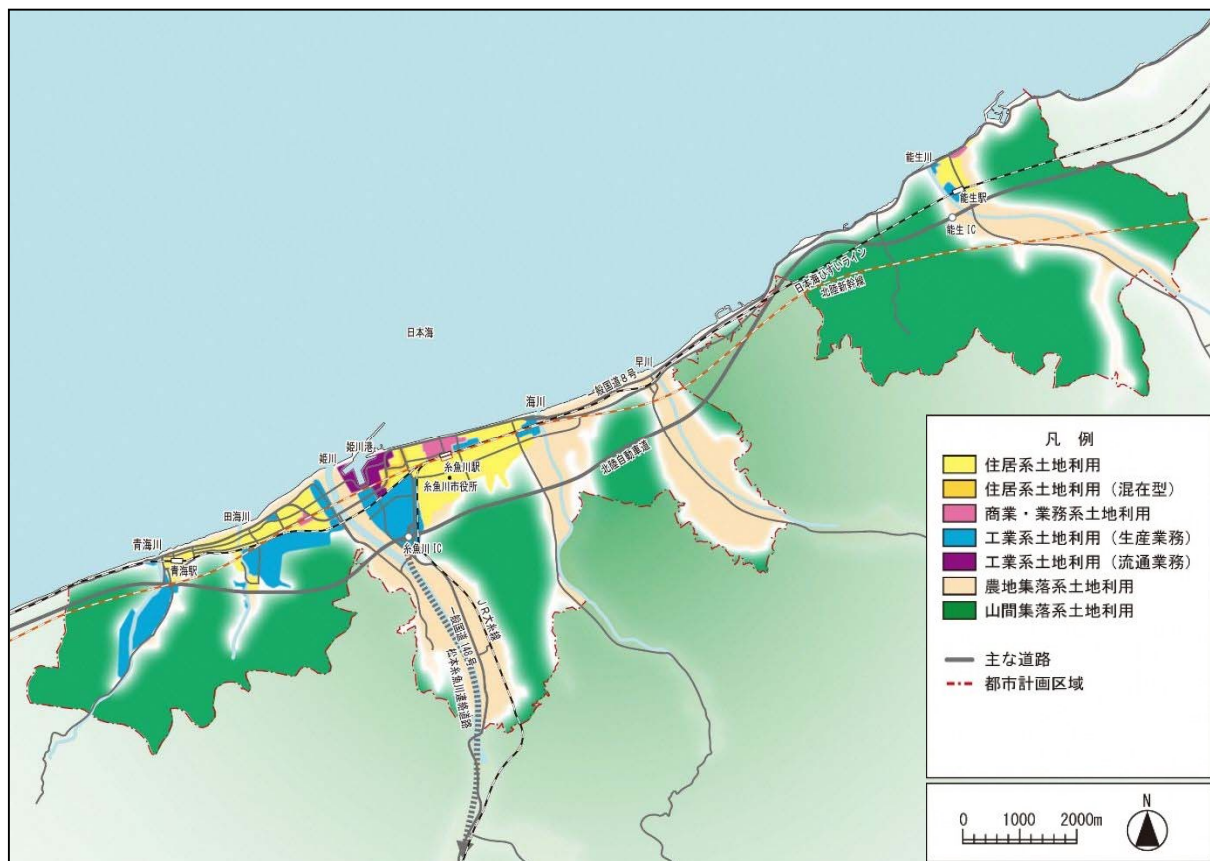


図 土地利用の方針 附図

6 市街地の整備方針

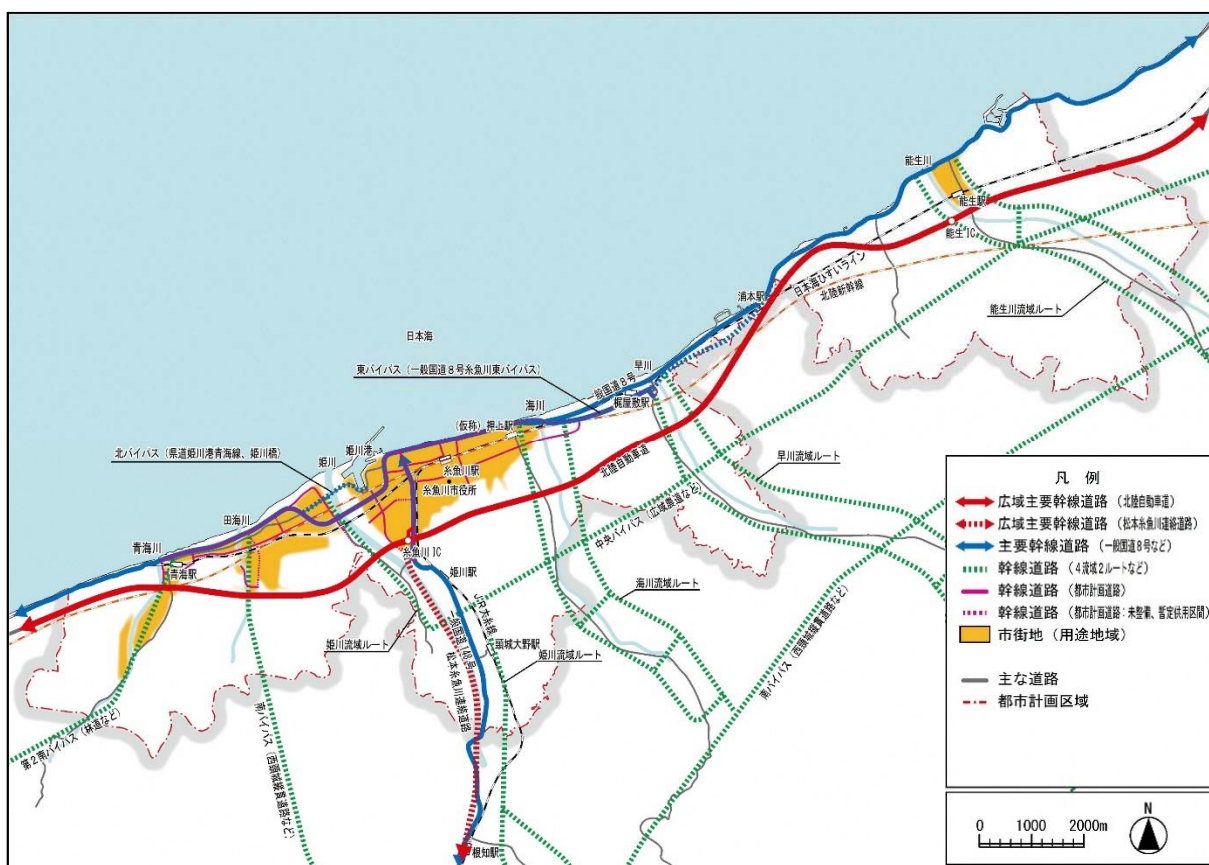
- 市街地※整備については、土地利用の方針等を踏まえながら、“暮らしやすい市街地の形成”、“にぎわい・交流が盛んな市街地の形成”、“安全に安心して暮らせる市街地の形成”を目指します。

※市街地とは、将来都市構造で「既成市街地ゾーン」として位置付けた用途地域の指定範囲を基本とします。

7 都市施設の整備方針

7-1 道路・交通体系の整備方針

- 幹線道路については、「都市間十字型連携軸」、「都市内連携軸」と、まちなかの幹線道路ネットワークの形成を目指します。
- 道路整備にあたっては、交流の促進、市街地や集落間の連携強化、防災性や安全性等の向上等を目指します。
- 公共交通については、北陸新幹線糸魚川駅を中心として、糸魚川市地域公共交通網形成計画※に基づき、利便性の向上及び利用促進を進めます。
- 糸魚川市公共施設等総合管理指針※を踏まえるとともに、国・県と連携を図りながら、道路の安全を確保するため、道路の適切な維持管理や計画的な更新を行っていきます。
- 姫川港の整備促進により、都市間の交通ネットワークの強化を進めます。



道路・交通体系の整備方針 附図

※「糸魚川市地域公共交通網形成計画」とは、市民・交通事業者・市が協働し、地域の実情に応じた利用環境の整備や利用促進を図り、持続可能な地域公共交通の実現を目指した計画です。

※「糸魚川市公共施設等総合管理指針」とは、学校・保育園・福祉施設・庁舎などの公共施設と、道路・橋梁・上下水道などのインフラ資産の現状・課題を把握し、今後の適正な配置及び管理などを目指した計画です。

7-2 公園緑地の整備方針

- 国立公園、県立自然公園に指定された緑豊かな森林を保全します。
- まちなかに整備された公園・緑地については、引き続き適切な維持管理・更新や防災機能の充実等を図ります。
- 能生海洋公園や姫川公園など、緑と水に恵まれた環境を保全する公園の維持管理・更新を行います。

7-3 下水道・河川の整備方針

- 施設の適正な管理・更新により、河川や海の水質などを保全し、市民の快適な居住環境を確保します。

8 自然環境保全・都市環境形成の方針

- ユネスコ世界ジオパーク※に認定された「糸魚川ジオパーク」など、本市の貴重な資源を保全しながら、地域固有の歴史・文化資産を次世代につないでいきます。
- 地球温暖化などの環境問題に対応していきます。

9 都市景観形成の方針

- 本市特有の自然景観、歴史・文化景観、市街地景観、人と自然との関わりの中で育まれた集落景観を、かけがえのない地域資源として次世代につないでいくため、保全と活用を図ります。

10 都市防災の方針

- 関係機関、事業者との連携など、ハード・ソフトの両面から対策を行い、市民が安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。
- 重要な道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設については、各種計画に基づき耐震化・長寿命化を進めます。

※ユネスコ世界ジオパークとは、地層、岩石、地形などの地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備するほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的とした事業で、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画の一事業として実施されています。

糸魚川市都市計画マスタープラン 全体構想編 【概要版】

平成31年3月 改定

糸魚川市産業部建設課 編集・発行

所在地／〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5

電話番号／025-552-1511 FAX／025-552-8477

E-mail／kensetsu@city.itoigawa.lg.jp